

第181回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 1頁

■連結計算書類

連結持分変動計算書 4頁

連結注記表 5頁

■計算書類

株主資本等変動計算書 18頁

個別注記表 19頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.kirinholdings.co.jp/irinfo/>)に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

キリンホールディングス株式会社

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムの基本方針

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)に関する基本方針は、次のとおりであります。

1 キリングループの取締役等^{*}及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

* 取締役等(取締役、執行役員及びその他の業務執行者を指す。以下同じ。)

当社の取締役は、キリングループにおけるコンプライアンスの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、キリングループの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これをキリングループの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社経営監査部(キリングループの各社内部監査部門を含む。)が内部監査を実施する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

2 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)

当社の取締役は、以下の文書(電磁的記録を含む。)について、関連資料とともにこれらを少なくとも10年間保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- 株主総会議事録
- 取締役会議事録
- グループ経営戦略会議その他重要な会議体の議事録
- 決裁申請書(決裁権限が部長以上のもの)
- 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

3 キリングループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスクマネジメント体制)

当社の取締役は、キリングループにおけるリスクマネジメントの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、キリングループの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、リスクマネジメントに関する教育を実施するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化しこれをキリングループの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社経営監査部(キリングループの各社内部監査部門を含む。)がキリングループの各社の内部監査を実施する。

4 キリングループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

当社の取締役は、以下の事項を主な内容とする経営管理システムを整備して、キリングループの取締役等の職務執行における効率性を確保する。

- キリングループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役会のほかグループ経営戦略会議を組織し、これを審議する。
- 当社に業務執行の責任者となる執行役員を選任するとともに、必要に応じキリングループの各社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定の監督をする。
- 職務権限規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- キリングループの各社ごとに年度計画として定量・定性目標を策定し、四半期モニタリング等を通じて業績管理を行う。

5 キリングループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制(職務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制)

当社の取締役は、キリングループの取締役等の職務執行の報告及びその他の業務の適正を確保するために、以下の項目を含むキリングループの各社に適用されるルール、基準を整備し、これに則った運営を実行する。

- キリングループの各社のガバナンス及びモニタリングに関する事項
- キリングループの各社における内部統制システムの整備に係る指導及び管理に関する事項
- キリングループの情報伝達体制^{*}に関する事項
- 当社経営監査部によるキリングループの内部監査に関する事項

* キリングループ内における情報共有化のための体制や内部通報制度をはじめとする事項

6 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項(以下総称して、監査役関連体制)

当社の取締役は、当社の監査役の職務を補助する者として、当社の使用者を任命する。

7 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

前号の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定には、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

8 キリングループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役は、当社監査役監査基準等の定めるところにより当社の監査役があらかじめ指定した事項について、当社の監査役に報告する。主な事項は、以下のとおりとする。

- キリングループの各社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
- 当社の監査役の同意を要する法定事項
- キリングループの内部統制システムの整備状況及びその運用状況

当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ隨時に、キリングループの各社の取締役、監査役及び使用人に対し報告求めることができる。

キリングループの各社の取締役、監査役及び使用人(当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む。)は、キリングループの各社の業務の適正を確保するうえで当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、当社の監査役に直接報告することができる。

当社の監査役は、内部通報制度の運用状況について四半期に一度報告を受ける。また、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告させることができる。

9 前号の報告をした者が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めたキリングループ共通の規程を整備し、キリングループの各社に周知したうえで適切に運用する。

10 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針

当社の取締役は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還手続等の方針について、当社の監査役と協議のうえ、これを定める。

11 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役及び社外取締役との意見交換会を定期的に開催する。

また、当社の取締役は、当社の監査役の要請に基づき、当社の監査役がキリングループの各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 内部統制システムの運用状況

1 キリングループの取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

キリングループは、グループ共通の価値観"One KIRIN"Valuesとして、「熱意、誠意、多様性」 "Passion. Integrity. Diversity." を定め、キリングループの各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人に浸透を図っております。また、キリングループのコンプライアンスに関する考え方を、「キリングループコンプライアンス・ガイドライン」として定め、キリングループ内への周知・教育を実施し、浸透を図っております。また、内部通報制度に関する規程を策定し、「キリングループコンプライアンス(リスク統括)担当役員直通ホットライン」を設置するとともに、グループ各社にて内部通報制度を整備・運用しております。なお、内部通報制度においては、内部通報者の匿名性を保護し、不利な扱いを受けることを禁止しております。

2 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

3 キリングループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスクマネジメント体制)

キリングループは、リスクマネジメントの目的、体制及び手法を定めた「グループリスクマネジメント規程」、「グループリスクマネジメントシステムマニュアル」及びフライシス発生時の対応手順を定めた「グループフライシス管理マニュアル」を整備し、キリングループの各社に周知・運用しております。また、グループリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスクマネジメントに関する活動内容の振り返り、活動予定についての審議又は報告を行っております。

4 キリングループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当年度においては、取締役会を開催したほか、所定の事項についてはグループ経営戦略会議を開催し、審議いたしました。また、当社は、機動的に各事業・各機能戦略を実行すること、及び執行責任を明確にすることを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っております。

なお、当社は、中期経営計画(2019年から2021年まで)及び年度計画に基づき、四半期ごとのモニタリング等を通じてキリングループの各社の業績管理を行っております。

5 キリングループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制(職務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制)

当社取締役会は、当年度の内部統制システムの構築・運用状況について、確認しております。

また、当社は、職務権限規程等に基づき、キリングループの各社のモニタリングに関するルール・基準を整備し、四半期ごとのモニタリングを実施しております。

6 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(以下総称して、監査役関連体制)

当社は、監査役の監査機能強化を図るために、監査役の業務を補助する組織として監査役室を設置しております。

7 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当社の監査役の業務を補助する専任の使用人は、業務執行から独立しており、当社の監査役の指揮命令のみに従っております。

8 キリングループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

キリングループの各社は、内部通報制度を整備し、その運用状況について定期的に当社の監査役に報告しております。

また、当社は、「キリングループ監査役直通ホットライン」の運用等により、グループ全体における適切な内部通報制度の実現を目指しております。

9 前号の報告をした者が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

キリングループは、前号の報告をした者の匿名性を保護すること、及びその者が不利な扱いを受けることを禁止するための体制を確保することを目的として、内部通報制度の設置・運用に関する規程を整備し、キリングループの各社に周知・運用しております。

10 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針

当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針を定めて、当該方針を適切に運用しております。

11 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当年度中、当社の代表取締役社長との面談、当社の社外取締役との情報交換をそれぞれ行ったほか、当年度中に開催されたグループ経営戦略会議にすべて出席いたしました。

連結計算書類

連結持分変動計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					その他の資本の構成要素
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
2019年1月1日残高	102,046	2,238	943,468	△101,904	56,863	—
会計方針の変更による影響額			△11,941			
会計方針の変更を反映した 2019年1月1日残高	102,046	2,238	931,526	△101,904	56,863	—
当期利益			59,642			
その他の包括利益					△1,926	5,172
当期包括利益	—	—	59,642	—	△1,926	5,172
剰余金の配当			△51,366			
自己株式の取得				△23,253		
自己株式の処分		△0		6		
株式に基づく報酬取引		△13		153		
支配の喪失を伴わない子会社に対する 所有者持分の変動		22,628			133	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			18,832		△13,660	△5,172
その他の増減			△343			
所有者との取引額合計	—	22,615	△32,877	△23,095	△13,527	△5,172
2019年12月31日残高	102,046	24,853	958,292	△124,999	41,410	—

	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
	その他の資本の構成要素			合計	合計	
在外営業活動体の換算 差額	キャッシュ・ フロー・ヘッジ	合計	合計	合計	合計	資本合計
2019年1月1日残高	△85,366	△1,263	△29,767	916,080	284,840	1,200,920
会計方針の変更による影響額	1,177		1,177	△10,764	△215	△10,979
会計方針の変更を反映した 2019年1月1日残高	△84,189	△1,263	△28,590	905,316	284,625	1,189,941
当期利益				59,642	21,796	81,438
その他の包括利益	△9,035	280	△5,508	△5,508	2,976	△2,532
当期包括利益	△9,035	280	△5,508	54,134	24,772	78,906
剰余金の配当				△51,366	△14,034	△65,400
自己株式の取得				△23,253		△23,253
自己株式の処分				6		6
株式に基づく報酬取引				140	△36	104
支配の喪失を伴わない子会社に対する 所有者持分の変動	△839		△706	21,923	△55,078	△33,156
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			△18,832	—		
その他の増減	20		20	△323	△1	△323
所有者との取引額合計	△819	—	△19,517	△52,874	△69,149	△122,022
2019年12月31日残高	△94,043	△983	△53,615	906,576	240,249	1,146,825

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」)に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	152社
主要な会社名	麒麟麦酒株式会社、キリンビバレッジ株式会社、LION PTY LTD、協和キリン株式会社、メルシャン株式会社、協和発酵バイオ株式会社、Myanmar Brewery Limited、Coca-Cola Beverages Northeast, Inc.

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数	32社
主要な会社名	株式会社ファンケル、SAN MIGUEL BREWERY INC.、華潤麒麟飲料(大中華)有限公司

当社は、当年度において、株式会社ファンケルの持分を新規取得したことにより、同社を持分法適用の範囲に含めております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産は純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。通常の方法による金融資産の売買は、取引日において認識又は認識の中止を行っております。

(a) 債却原価で測定される金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(b) 公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される金融資産のうち資本性金融商品については、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接起因する取引コストを加算した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 債却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産については実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しており、公正価値の変動額は、金融資産の分類に応じて純損益又はその他の包括利益で認識しております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定された資本性金融商品から生じる配当金については純損益で認識し、公正価値が著しく下落した場合又は認識を中止した場合は、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を利益剰余金に振り替えております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

(iv) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値です。

金融資産を認識後の信用状況の変動は見積りの変更として純損益に計上しております。

当初認識後は、報告日において、金融商品を次の3つのステージに分類し、それぞれ以下のとおり、予想信用損失を測定しております。

	説明	予想信用損失の測定方法
ステージ1	金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増大していないもの	12ヶ月の予想信用損失
ステージ2	金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増大しているもの	全期間の予想信用損失
ステージ3	信用減損の証拠がある金融商品	全期間の予想信用損失

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております(単純化したアプローチ)。

予想信用損失の測定に当たっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いております。

当社グループでは、原則として契約で定められた支払期限を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが当初認識時より著しく増大していると判断しており、支払期限を90日超過した場合に債務不履行が生じていると判断しております。債務不履行に該当した場合、又は発行者又は債務者の著しい財政的困難などの減損の証拠が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。

また、金融資産の全部又は一部分を回収できないと合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

② デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク、金利リスクや商品価格リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、通貨スワップ、金利スワップ、商品スワップ契約等のデリバティブを利用してあります。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、キャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IFRS第9号に基づき以下のように分類し、会計処理しております。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、もしくはヘッジ指定を取り消された場合

には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

(ii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資から発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分はその他の包括利益で認識し、非有効部分は連結損益計算書において純損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。取得原価は主として総平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び棚卸資産を現在の場所及び状態とするまでに発生したその他のコストが含まれております。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要するコストの見積額を控除した額であります。

(3) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体、除去及び原状回復コストの当初見積額等が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主な資産の種類別の見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2—80年
機械装置及び運搬具	2—30年
工具器具及び備品	2—30年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、各期末日に見直し、変更が必要な場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

② のれん

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、年次又は減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入れは行っておりません。

のれんの内部モニタリング単位が変更された場合には、変更後の内部モニタリング単位に従い資金生成単位又は資金生成単位グループにのれんを再配分しております。

③ 無形資産

無形資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。無形資産は取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、自己創設の過程で生じる従業員給付費用及び消費したサービスに関する費用等が含まれております。

(i) 個別取得した無形資産

個別取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(ii) 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

(iii) 自己創設無形資産(開発費)

当社グループで発生した研究開発費は、次の資産計上の要件のすべてを満たす開発活動に対する支出を除き、発生時に費用として認識しております。

- ・使用又は売却に利用できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させて、使用するか又は売却するという意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益をどのように創出するのか
- ・開発を完成させて、無形資産を使用するか又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

当社グループにおける、主な無形資産は以下のとおりであります。

(i) ブランド

ブランドは、取得原価で当初認識しております。ブランドは、原則として正味のキャッシュ・インフローが継続すると期待される期間を予見することができないため、耐用年数の確定できない無形資産として償却は行わず、年次又は減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。

(ii) 販売権

販売権は、取得原価で当初認識しております。販売権は、見積耐用年数(5—20年)にわたり定額法で償却を行っており、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。

(iii) その他

その他の無形資産は、取得原価で当初認識しております。その他の無形資産は、耐用年数を確定できるものについては、見積耐用年数にわたり定額法で償却を行っており、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できないものについては、償却は行わず、年次又は減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。

償却方法、耐用年数及び残存価額は、各期末日に見直し、変更が必要な場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ リース

リースは、リース開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。

(i) 使用権資産

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定の金額、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額等で構成されております。

使用権資産の認識後の測定として、原価モデルを採用しております。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、対応する原資産が自社所有であった場合に表示される連結財政状態計算書上の表示項目に含めて表示しております。

当初認識後は、原資産の所有権がリース期間の終了時までに移転される場合、又は使用権資産の取得原価が購入オプション行使することが合理的に確実である場合には、原資産の見積耐用年数で、合理的に確実でない場合にはリース期間と使用権資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却を行っております。

(ii) リース負債

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料をリースの計算利子率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。

リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利子率を用いており、一般的に当社グループは追加借入利子率を割引率として使用しております。

リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しており、連結財政状態計算書上、その他の金融負債に含めて表示しております。

なお、当社グループは短期リース及び少額資産のリースについては、リース料は他の規則的な方法により利用者の便益のパターンがより適切に表される場合を除いて、リース期間にわたり定額法によって費用として計上しております。

(5) 非金融資産の減損

当社グループは、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、少なくとも年1回減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合には、その都度減損テストを行っております。

当社グループでは、報告日現在で、棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産を除く非金融資産の減損の兆候の有無を判断しております。なお、持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは別個に認識されておらず、個別に減損テストを実施しておりませんが、持分法適用会社に対する投資の総額を単一の資産として減損の兆候を判定し、減損テストを行っております。

減損の兆候がある場合又は年次で減損テストが要求されている場合には、各資産の回収可能価額の算定を行っております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しており、使用する割引率は、貨幣の時間価値、及び当該資産に固有のリスクを反映した利率を用いております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額より低い場合にのみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、純損益として認識しております。

過年度に減損を認識した、のれん以外の資産又は資金生成単位については、報告日において過年度に認識した減損損失の減少又は消滅している可能性を示す兆候の有無を判断しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却累計額又は償却累計額控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入れております。減損損失の戻入れは、直ちに純損益として認識しております。

(4) 法人所得税

法人所得税は当期税金と繰延税金との合計額であります。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、報告日までに制定又は実質的に制定されたものであります。純損益として認識される当期税金には、その他の包括利益又は資本において直接認識される項目から生じる税金及び企業結合から生じる税金を含んでおりません。

繰延税金は、報告日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び税務上の繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則と

して、将来加算一時差異について認識しておりますが、それぞれ以下の場合には繰延税金資産又は負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から一時差異が生じる場合
- ・企業結合でない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得(欠損金)にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から一時差異が生じる場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、当社グループが一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、報告日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて一時差異が解消されると予想される税率で算定しております。純損益として認識される繰延税金には、その他の包括利益又は資本において直接認識される項目から生じる税金及び企業結合から生じる税金を含んでおりません。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上の強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課されている場合、相殺しております。

なお、法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しています。

当社及び一部の子会社は、連結納税制度を適用しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務が存在し、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。

主な引当金の説明は以下のとおりであります。

・工場再編損失引当金

国内外の生産拠点の効率化を目的とした工場再編に伴い、一部拠点の有形固定資産撤去等の方針を決定及び周知しているため、当該撤去に係る費用の合理的な見積額を引当金として計上しております。

支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

・資産除去債務

保有する有形固定資産に関し、法令、契約又はこれに準ずるもので当該有形固定資産の除却を要求される場合には、資産除去債務を認識しております。資産除去債務は、資産除去に要するキャッシュ・フローを合理的に見積り、それを将来キャッシュ・フローが発生する時点までの期間に対応した貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率で割り引いて測定しております。

(6) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、確定給付型及び確定拠出型の年金制度を設けており、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度及び厚生年金基金制度を設けております。

確定給付制度については、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、期末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度負債(資産)の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。確定給付制度資産又は負債の純額の再測定は、

発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、利益剰余金へ振り替えております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

② 解雇給付

当社グループは、当社グループが通常の退職日前に従業員の雇用を終了する場合、又は従業員が給付と引き換えに自発的に退職する場合に解雇給付を支給します。当社グループが、従業員を解雇することに関する詳細な公式の計画を有しており、その撤回可能性がない場合には、雇用の終了が確約された時点で解雇給付を費用として計上しております。

③ 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点での費用として計上しております。賞与については、当社が従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として計上しております。

(7) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業の履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

(8) 外貨換算の方法

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

報告日における外貨建貨幣性項目は、報告日の為替レートで、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日の為替レートで、それぞれ機能通貨に再換算しております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の財政状態計算書の資産及び負債は、その財政状態計算書の日現在の為替レートで、純損益及びその他の包括利益を表示する各計算書の収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、平均為替レートで換算しております。

当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分した期の純損益に振り替えております。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

1. IFRS第16号「リース」の適用

当社グループは当年度の期首より、IFRS第16号「リース」(以下、IFRS16という。)を適用しております。

IFRS16の適用にあたっては、以下の経過措置の規定(修正遡及アプローチ)に従っております。

- ・IFRS16適用による累積的影響を、適用開始日現在の利益剰余金の期首残高として認識
- ・過去にオペレーティング・リースに分類していたリースについて、
 - ①リース負債を、適用開始日における残存リース料総額を適用開始日現在の借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値で測定
 - ②使用権資産を、以下のいずれかで測定し認識
 - (i)IFRS16がリース開始日から適用されていたかのように帳簿価額で認識。ただし、適用開始日現在の借手の追加借入利子率を用いて割り引く
 - (ii)リース負債の測定額に前払リース料又は未払リース料を調整した金額で認識
 - ③適用開始日現在の使用権資産にIAS第36号「資産の減損」を適用

なお、IFRS16への移行にあたり、当社グループは、取引がリースであるか否かに関する従前の判定を引き継ぐ実務上の便法を適用することを選択しました。

また、当社グループは従来IAS第17号のもとでオペレーティング・リースに分類していたリースにIFRS16を適用する際に、以下の実務上の便法を適用しました。

- ・残存リース期間が12ヶ月以内のリースに、使用権資産とリース負債を認識しない免除規定を適用する。
- ・適用開始日の使用権資産の測定から当初直接コストを除外する。

IFRS16への移行にあたり、当社グループは適用開始日に使用権資産を62,843百万円(連結財政状態計算書上は有形固定資産に含めて表示)、リース負債を66,404百万円追加的に認識しました。また、これにより利益剰余金が1,262百万円減少しております。

2. 企業結合で取得した無形資産に関する税効果

インカムゲイン(所有・使用から得られる利益)とキャピタルゲイン(売却から得られる利益)を分離して課税する豪州においては、企業結合で取得した無形資産の税効果の会計処理について、2つの課税制度から生じる将来加算一時差異と将来減算一時差異を相殺せずにそれぞれ認識する会計処理(総額方式)と一時差異を相殺し認識しない会計処理(純額方式)とがあり、従来、当社グループの豪州子会社では、純額方式を採用しておりました。

2019年11月に公表されたIFRS解釈指針委員会の暫定的見解において総額方式をより適正な会計処理方法とする今後の方向性が示されたため、当社グループは総額方式による会計処理が実態をより適切に反映できると判断し、当年度より会計処理方法を変更しております。

上記会計処理方法の変更は遡及適用されており、当年度の期首において繰延税金負債9,502百万円、為替換算調整勘定1,177百万円が増加、利益剰余金が10,679百万円減少しております。

また、当年度において当該繰延税金負債のうち、6,837百万円が取り崩されたことに伴い、連結損益計算書における法人所得税費用が同額減少しております。

この結果、基本的1株当たり当期利益は7.80円増加しております。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,163,400百万円
2. 担保資産 株式	771百万円
3. 資産から直接控除した貸倒引当金 その他の金融資産	5,075百万円
営業債権及びその他の債権	1,435百万円
4. 保証債務 関連会社等の銀行借入等に対する保証 従業員の銀行借入等に対する保証	314百万円 329百万円 合計 643百万円

連結損益計算書に関する注記

連結損益計算書のその他の営業費用には、オセアニア飲料事業に係る固定資産の減損損失57,097百万円が含まれております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式

発行済株式の種類	普通株式
当年度期首株式数	914,000,000株
当年度増加株式数	—
当年度減少株式数	—
当年度末株式数	914,000,000株

(2) 自己株式

自己株式の種類	普通株式
当年度期首自己株式数	36,001,121株
当年度増加自己株式数 (注1)	9,377,493株
当年度減少自己株式数 (注2)	107,283株
当年度末自己株式数	45,271,331株

- (注) 1. 当年度増加自己株式数は、単元未満株式の買取18,493株、自己株式の取得9,359,000株によるものであります。
2. 当年度減少自己株式数は、単元未満株式の売却747株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分106,536株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年3月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	23,706百万円
② 1株当たり配当額	27円00銭
③ 基準日	2018年12月31日
④ 効力発生日	2019年3月29日

2019年8月6日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	27,660百万円
② 1株当たり配当額	31円50銭
③ 基準日	2019年6月30日
④ 効力発生日	2019年9月5日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

2020年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	28,234百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	32円50銭
④ 基準日	2019年12月31日
⑤ 効力発生日	2020年3月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、企業価値の最大化に向けて、株主還元と財務健全性・柔軟性の確保に重点をおいた最適な資本構成を維持することを資本管理の基本方針としております。シナジーの創出・リーン経営の推進、資産の圧縮などにより、収益性・効率性の向上を目指し、創出したキャッシュ・フローは事業投資や設備投資、株主還元及び有利子負債の返済に充当します。

(2) リスク管理に関する事項

当社グループは、事業活動を行うに当たり、信用リスク、流動性リスク及び市場リスク等の財務上のリスクに晒されており、これらのリスクを低減するために、一定の方針等に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、デリバティブの利用を財務上のリスクをヘッジする目的とした利用に限定しており、投機目的では利用しておりません。

① 信用リスク

当社及び一部の子会社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 流動性リスク

当社グループは、財務上のリスク管理規程に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定しております。その上で、流動性リスクに備えるため複数の金融機関からのコミットメント・ラインの取得、直接調達と間接調達そして短期と長期の適切なバランスなどにより当該リスクを管理しております。

③ 市場リスク

(i) 為替変動リスク

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、機能通貨以外の通貨で実施する取引や、在外営業活動体の財務諸表を日本円に換算し連結する際に、当社グループの資本が為替変動の影響を受けるリスクに晒されております。為替変動リスクを管理するため為替予約や通貨スワップ等を利用しへじしております。

(ii) 金利変動リスク

変動金利の有利子負債は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために金利スワップ取引を用いております。

(iii) 価格変動リスク

当社グループでは、資本性金融商品(株式)から生じる株価変動リスクに晒されております。保有している資本性金融商品については、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握するとともに、発行体が取引先企業である場合には、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2019年12月31日における金融商品の連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。経常的に公正価値で測定する金融商品については、公正価値は帳簿価額と一致し、償却原価で測定される短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、下表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
社債 (注1,3)	169,495	169,919
長期借入金 (注2,3)	230,496	239,869

- (注) 1. 社債の公正価値については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
2. 長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
3. 1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,043円 57銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 68円 00銭 |

計算書類

株主資本等変動計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
2019年1月1日残高	102,046	81,412	91	81,504	25,511	173	506,368	349,178	881,230	
当期の変動額						△6		6	—	
固定資産圧縮積立金の取崩										
剰余金の配当								△23,706	△23,706	
剰余金の配当(中間配当)								△27,660	△27,660	
当期純利益								147,226	147,226	
自己株式の取得										
自己株式の処分			△26	△26						
株主資本以外の 項目の当期の変動額(純額)										
当期の変動額合計	—	—	△26	△26	—	△6	—	95,866	95,860	
2019年12月31日残高	102,046	81,412	65	81,478	25,511	168	506,368	445,043	977,090	
	株主資本				評価・換算差額等				純資産合計	
	自己株式		株主資本合計		その他有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計			
	△101,843		962,937		18,556		18,556		981,492	
2019年1月1日残高										—
当期の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩				—						△23,706
剰余金の配当				△23,706						△23,706
剰余金の配当(中間配当)				△27,660						△27,660
当期純利益				147,226						147,226
自己株式の取得		△23,253		△23,253						△23,253
自己株式の処分	304		277							277
株主資本以外の 項目の当期の変動額(純額)					△12,664		△12,664		△12,664	
当期の変動額合計	△22,950		72,884		△12,664		△12,664		60,220	
2019年12月31日残高	△124,793		1,035,821		5,891		5,891		1,041,712	

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。但し、2018年1月1日以降取得した一部の資産については償却期間を10年としております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金……………役員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期準によっております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等については、要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては、要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	209,601 百万円
長期金銭債権	779 百万円
短期金銭債務	329,934 百万円
長期金銭債務	801 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

25,090 百万円

3. 保証債務

関係会社の銀行借入等に対する保証	23,336 百万円
従業員の銀行借入等に対する保証	327 百万円
合計	23,663 百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高(区分掲記したものを除く)

営業収益	53,794百万円
営業費用	26,284百万円
営業取引以外の取引高	2,711百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

自己株式の種類	普通株式
当期首自己株式数	36,001,121株
当期増加自己株式数 (注1)	9,377,493株
当期減少自己株式数 (注2)	107,283株
当期末自己株式数	45,271,331株

(注) 1. 当期増加自己株式数は、単元未満株式の買取18,493株、自己株式の取得9,359,000株によるものであります。

2. 当期減少自己株式数は、単元未満株式の売却747株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分106,536株によるものであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

関係会社株式及び関係会社出資金	67,194百万円
繰 越 欠 損 金	29,110百万円
そ の 他	11,882百万円
繰延税金資産小計	108,187百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△12,119百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△71,045百万円
評価性引当額小計	△83,164百万円
繰延税金資産合計	25,022百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	△2,577百万円
そ の 他	△550百万円
繰延税金負債合計	△3,127百万円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有又は被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	キリン株式会社	所有直接100%	兼任2名	業務の委託	業務委託料(注7)	22,720	—	—
子会社	麒麟麦酒株式会社	所有直接100%	兼任1名	資金貸借関係 経営指導の受託 社員の出向 出向者の受入	資金の貸付(注1,2)	51,175	短期貸付金	89,813
					経営指導料(注4)	34,786	未収収益	3,947
					出向者的人件費の精算(注5)	6,574	立替金	1,561
					受入出向者的人件費の精算(注6)	7,363	未払費用	1,819
子会社	キリンビバレッジ株式会社	所有直接100%	—	資金貸借関係	資金の借入(注1,3)	24,190	短期借入金	17,385
子会社	メルシャン株式会社	所有直接100%	—	資金貸借関係	資金の貸付(注1,2)	19,323	短期貸付金	22,377
子会社	LION PTY LTD	所有直接100%	兼任1名	債務保証	債務保証(注8)	21,298	—	—
子会社	Coca-Cola Beverages Northeast, Inc.	所有直接100%	—	資金援助	資金の貸付(注2)	20,816	短期貸付金	20,816
子会社	Kirin Holdings Singapore Pte.Ltd.	所有直接100%	—	資金援助	増資の引受(注9)	38,285	—	—
子会社	協和キリン株式会社	所有直接54%	兼任2名	資金貸借関係	資金の借入(注1,3)	245,541	短期借入金	285,762
					子会社株式の取得(注10)	110,700	未払金	1,857

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸借取引が反復的に行われているため、取引金額の欄には期中の平均残高を記載しております。
2. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 経営指導料は業務内容を勘案し、両社協議のうえ決定しております。
5. 子会社への出向者人件費の立替払いであります。
6. 子会社にて立替支給した受入出向者人件費の精算分であります。
7. 業務委託料は業務内容を勘案し、両社協議のうえ決定しております。

前事業年度まで、キリン株式会社が一部の国内子会社より経営指導を受託しておりましたが、当事業年度より、当社が当該国内子会社より経営指導を受託し、キリン株式会社へ業務を委託する方式へ変更しております。なお、当社は2019年7月1日付でキリン株式会社を吸収合併しているため、取引金額は関連当事者であった期間の取引額を記載しております。

8. LION PTY LTDの銀行借入に対し、債務保証を行っております。
9. 増資の引受については、株主割当増資を引き受けたものであります。
10. 協和キリン株式会社から、同社の完全子会社である協和発酵バイオ株式会社の株式の95%を取得いたし

ました。取引金額は、第三者機関により算定した評価額を基礎とし、両社協議のうえ決定しております。

11. 上記の取引金額には為替差損益は含まれておりません。

また取引金額には消費税等は含まれおりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,199円 12銭
1 株当たり当期純利益	167円 87銭

企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は2019年1月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるキリン株式会社を吸収合併することを決議し、2019年7月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の概要 (2018年12月31日現在)

吸収合併存続会社

名称	キリンホールディングス株式会社
事業の内容	グループの経営戦略策定及び経営管理

吸収合併消滅会社

名称	キリン株式会社
事業の内容	国内総合飲料事業の事業管理及び専門サービスの提供
営業収益	101,303百万円
当期純利益	56,511百万円
純資産	181,430百万円
総資産	218,019百万円

(2) 企業結合日

2019年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、キリン株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

キリンホールディングス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

中長期的な観点から今後の事業戦略の実現に適した体制を検討した結果、グループ一体経営をさらに推進し、機動的な組織体制を構築することを目的として、キリン株式会社を吸収合併することいたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。なお、これにより、抱合せ株式消滅差益58,526百万円を特別利益に計上しております。